

十島村長 殿

(申請者)

住所

氏名

(日中に連絡が取れる) 電話番号

十島村自動車航送運賃助成金交付申請書兼同意書

十島村自動車航送運賃助成金の交付を受けたいので、十島村自動車航送運賃助成金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、この申請に伴い、十島村が村税等の納付状況ならびに使用者の住所等について調査することに同意します。

申請内容等に偽りがあった場合や滞納等が判明し、不相当と判断した場合は助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還に同意します。

交付決定後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ村が定める期限までに申請者または請求者に連絡し確認できない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなされることに同意します。

1 交付申請額 金 円

2 提出書類

※以下の項目を確認し、確認後にチェック欄（□）に✓を入れてください。

※車 1 台につき、1 枚の申請が必要です。

申請者 チェック欄	書類名
☐	(1) 自動車検査証又は自動車検査証記録事項の写し（検査後）
☐	(2) 自動車運転免許証の写し（表面と現住所が異なる場合は両面）
☐	(3) 自動車航送申込書兼航送券の写し（往復分）
☐	(4) 助成金の受取口座を確認できる書類の写し
☐	(5) （代理人による申請の場合）代理人の本人確認できる書類の写し
☐	(6) （リース契約車両の場合）契約書の写し

※(1)～(3)は必須項目になります。

(裏面に続く)

3 助成金受取口座

【受取口座記入欄】※下欄に記載の上、振込先金融機関口座確認書類を添付（既に登録済の口座である場合を除く。）してください。（振込先金融機関口座確認書類とは受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写しです。）

(1) ゆうちょ銀行以外の金融機関の場合

金 融 機 関 名				支 店 名			
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連				本・支店			
				本・支所 出張所			
金融機関番号				店番号			
分類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください)			口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせてください。			
1 普通 2 当座							

(2) ゆうちょ銀行の場合

ゆうちょ銀行	記号 (6桁目がある場合は※欄 にご記入ください)	番 号 ※右詰めでお書きください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※	
口座名義 (カナ) ※通帳の表記に合わせてください。		

4 代理人申請の場合

【代理人記載欄】※やむを得ない理由により代理人が確認・受給する場合は、下欄に記載の上代理人の本人確認書類を添付してください。

(以下のアの書類の写しを1点。アがない場合は、イの写しを2点添付して下さい。)

ア マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カードなど

イ 健康保険証、年金手帳、学生証など氏名と生年月日または住所記載のもの

代 理 人	フリガナ	申請者 との 関係	代理人生年月日	日中に連絡が取れる電話番号	
	代理人氏名		年 月 日	代理人住所	
	上記の者を代理人と認め、自動車航送運賃助成金の 申請 受給 を委任します。 (申請及び受給) ←法定代理の場合は、 委任方法の選択は不要です。			委任者	署名 (又は記名押印) 印